第三十条　目標制度に参加している国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1　通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。

2　目標制度における到着料率は、第十四条の規定に基づく大きさ（型）による郵便物の分類を内国業務において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。

3　目標制度に参加する指定された事業体は、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された閉袋を交換する。

4　国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。

5　一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、二十グラムの小型通常郵便物（P）の料金及び百七十五グラムの大型通常郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）の七十パーセントを基礎として計算する。

6　郵便業務理事会は、型ごとに区分された閉袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。

7　目標制度に参加した国の間の郵便物の流れについていずれの年において適用される料率も、前年と比較して、八十一・八グラムの通常郵便物の到着料収入において、十三パーセントを超えて増加してはならない。

8　二千十年より前に目標制度に参加した国の間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

8.1　二千十四年については、一通当たり〇・二九四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・二九四ＳＤＲ

8.2　二千十五年については、一通当たり〇・三〇三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・三六三ＳＤＲ

8.3　二千十六年については、一通当たり〇・三一二ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・四三四ＳＤＲ

8.4　二千十七年については、一通当たり〇・三二一ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・五〇七ＳＤＲ

9　二千十年より前に目標制度に参加した国の間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであってはならない。

9.1　二千十四年については、一通当たり〇・二〇三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・五九一ＳＤＲ

9.2　二千十五年については、一通当たり〇・二〇九ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・六三六ＳＤＲ

9.3　二千十六年については、一通当たり〇・二一五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・六八二ＳＤＲ

9.4　二千十七年については、一通当たり〇・二二一ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・七二九ＳＤＲ

10　二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国の間並びにこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

10.1　二千十四年については、一通当たり〇・二〇九ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・六四一ＳＤＲ

10.2　二千十五年については、一通当たり〇・二二二ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・七三九ＳＤＲ

10.3　二千十六年については、一通当たり〇・二三五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・八四三ＳＤＲ

10.4　二千十七年については、一通当たり〇・二四九ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・九五四ＳＤＲ

11　二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国の間並びにこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の郵便物の流れに適用する料率は、9.1から9.4までに定める料率を下回るものであってはならない。

12　大量郵便物を除くほか、新たに目標制度に参加する国への、このような国からの又はこのような国の間における郵便物の流れに適用する料率は、9.1から9.4までに定めるものとする。

13　二千十年又はそれ以降に目標制度に参加した国の間及びこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の年間総重量が七十五トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十二・二三通に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。

14　二千十年より前に目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、5から9までに定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

15　二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、5、10及び11に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

16　二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十一条　移行制度に参加している国の指定された事業体への、このような国の指定された事業体からの及びこのような国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1　移行制度に参加している国の指定された事業体が目標制度に参加する準備のため、通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、郵便物一通当たりの料率及び郵便物の重量一キログラムごとの料率を基礎として設定される。

2　国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。

3　移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における郵便物の流れに適用する料率は、次のとおりとする。

3.1　二千十四年については、一通当たり〇・二〇三ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・五九一ＳＤＲ

3.2　二千十五年については、一通当たり〇・二〇九ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・六三六ＳＤＲ

3.3　二千十六年については、一通当たり〇・二一五ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・六八二ＳＤＲ

3.4　二千十七年については、一通当たり〇・二二一ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・七二九ＳＤＲ